

平成 30 年 3 月 7 日

池友会健康保険組合
理 事 長 藤 井 茂



健康保険の一般保険料率について

平成 30 年度において適用する一般保険料率を決定しましたので公告します。

記

1. 初年度健康保険料率 99.500/1000 (平成 29 年度 95.000/1000)
 - (1) 一般保険料率 98.200/1000
 - 内訳 ・ 基本保険料率 51.610/1000 + 特定保険料率 46.590/1000
 - ※特定保険料率とは一般保険料のうち、高齢者医療制度への支払に充てるための保険料率です
 - (2) 調整保険料率 1.300/1000
 - ※調整保険料率とは、全国健康保険組合が共同で実施している事業（高額医療費補助及び財政窮迫組合の助成等）の財源に充てるための保険料で、毎年度、健康保険組合連合会が設定します
2. 負担割合 ・ 事業主 50.500/1000 ・ 被保険者 49.000/1000
3. 適用時期
 - ・ 職員（毎月 15 日締め）・・・平成 30 年 4 月支給分から
 - ・ 医師（毎月 31 日締め）・・・平成 30 年 3 月支給分から
 - ・ 賞与 ・ ・ ・平成 30 年 3 月 1 日以降支給分から

以上